

## おかやま酪農業協同組合

調査実績年月日 令和元年10月28日  
住 所 岡山県津山市川崎94番地1  
代表者氏名 代表理事組合長 岡田穂積  
設立年月日 平成14年4月1日  
組織形態 農業協同組合

### 1 設立概史

岡山県における酪農ヘルパー組織の歴史は、昭和40年代半ばに農家子弟が中心となって酪農ヘルパー組織を発足したことから始まる。それまでは、事故や冠婚葬祭などで労働力を欠く場合に近隣の酪農家間の相互扶助で対処していたが、多頭化により限界が出てきたことから、緊急対応のための組織化を図ったのであった。

本格的な組織化の足掛かりは、「酪農ヘルパー育成促進事業」により、昭和51年に県北のホクラク農協が酪農ヘルパー事業に取り組み、翌年に酪農ヘルパー利用組合を立ち上げたことである。その後、全国的な酪農ヘルパー組織化の動きのなかで、「酪農ヘルパー事業円滑化対策事業」が開始され、岡山県では岡山県畜産会が事務局となって酪農ヘルパーの普及に努め、ホ克拉ク農協の利用組合と合わせて11のヘルパー組織によって県全域がカバーされるに至った。

さらに、県下単一酪農協である「おかやま酪農業協同組合」が平成14年に発足ことになり、それに合わせて、11の酪農ヘルパー利用組合をひとつに合併し、「おかやま酪農ヘルパー利用組合」が設立された。



## 2 組織の構成

合併に至るプロセスは、地域によって酪農の構造が異なり、歴史性に違いがあることから、多大の困難を伴ったが、県でひとつの利用組合となり、酪農ヘルパーはおかやま酪農業協同組合に雇用される形となった。

酪農ヘルパーは同酪農業協同組合の職員となり、全体的な統括は津山の本所で行っているが、実際のヘルパー業務の調整・運用は、5地区に分けられ、それぞれの事務所が担っている。

地区の酪農構造を見るために、表1に地区ごとの酪農家の戸数と乳牛飼養頭数が示されている。この数値は、おかやま酪農業協同組合の組合員のデータとなっている。これをみると、地区間の戸数や頭数規模など酪農の構造に大きな違いが存在していることがわかる。北部、北東部の第5地区、第4地区は戸数が比較的多く、頭数も大きい地域であり、ジャージー牛が多く飼養されている。南東部から北西部にかけての第1地区、第3地区は、戸数が比較的少なく、頭数規模が小さい。南西部の第2地区は、大規模経営体が存在する笠岡市が含まれており、平均規模を押し上げている。戸数の割に頭数が多い構造となっている。

こうした酪農構造の違いと酪農ヘルパー組織化の歴史の違いから、酪農ヘルパーサービスに対する考え方やニーズが異なり、地域ごとの特徴が浮き出ている。各地区に専任ヘルパーと臨時ヘルパーが配置されており、ヘルパーの出役調整は地区ごとに独立して行われている。また、後述するように頭数規模に応じてヘルパーの複数出役をしているかどうか、事前打ち合わせをするかどうかも、地区ごとにやって対応が異なっている。

地域ごとの酪農ヘルパーの配置状況は、表2に示されている。第4地区の専任ヘルパー人数が多くなっているが、当地区は合併前の利用組合の歴史的経緯から、地区内をさらに小区に分けて担当酪農ヘルパーが配置されている。

戸数が多く飼養規模が大きい、第4地区と第5地区は臨時ヘルパーが多い。第1地区、第2地区、第3地区は臨時ヘルパーが1人もしくは0人であるが、第4地区と第5地区に4人配置されており、第5地区は専任よりも臨時の方が多くなっている。

表1 おかやま酪農ヘルパー利用組合の地区構成

|      | 市町村等       | 酪農家戸数 | 乳牛頭数       |           |        | 1戸当たり<br>頭数 |
|------|------------|-------|------------|-----------|--------|-------------|
|      |            |       | ホルスタ<br>イン | ジャー<br>ジー | 計      |             |
| 第1地区 | 赤磐市        | 1     | 37         | 0         | 37     | 37.0        |
|      | 岡山市        | 12    | 559        | 12        | 571    | 47.6        |
|      | 吉備中央町（西大寺） | 4     | 204        | 0         | 204    | 51.0        |
|      | 倉敷市（西大寺）   | 1     | 42         | 0         | 42     | 42.0        |
|      | 瀬戸内市       | 16    | 600        | 18        | 618    | 38.6        |
|      | 備前市        | 1     | 28         | 0         | 28     | 28.0        |
|      | 計          | 35    | 1,470      | 30        | 1,500  | 42.9        |
| 第2地区 | 浅口市        | 3     | 100        | 0         | 100    | 33.3        |
|      | 井原市        | 3     | 152        | 0         | 152    | 50.7        |
|      | 笠岡市        | 10    | 4,688      | 8         | 4,696  | 469.6       |
|      | 倉敷市        | 9     | 340        | 1         | 341    | 37.9        |
|      | 高梁市        | 1     | 143        | 0         | 143    | 143.0       |
|      | 矢掛町        | 1     | 33         | 0         | 33     | 33.0        |
|      | 計          | 27    | 5,456      | 9         | 5,465  | 202.4       |
| 第3地区 | 吉備中央町（びほく） | 7     | 370        | 18        | 388    | 55.4        |
|      | 高梁市        | 10    | 553        | 0         | 553    | 55.3        |
|      | 新見市        | 3     | 65         | 0         | 65     | 21.7        |
|      | 真庭市（びほく）   | 7     | 156        | 0         | 156    | 22.3        |
|      | 計          | 27    | 1,144      | 18        | 1,162  | 43.0        |
| 第4地区 | 勝央町        | 15    | 1,064      | 0         | 1,064  | 70.9        |
|      | 津山市（勝央）    | 2     | 50         | 0         | 50     | 25.0        |
|      | 奈義町        | 13    | 784        | 0         | 784    | 60.3        |
|      | 美作町        | 3     | 150        | 0         | 150    | 50.0        |
|      | 西粟倉村       | 2     | 39         | 0         | 39     | 19.5        |
|      | 岡山市（建部）    | 8     | 637        | 0         | 637    | 79.6        |
|      | 鏡野町        | 2     | 96         | 0         | 96     | 48.0        |
|      | 久米南町       | 1     | 113        | 0         | 113    | 113.0       |
|      | 津山市        | 23    | 882        | 0         | 882    | 38.3        |
|      | 美咲町        | 9     | 340        | 0         | 340    | 37.8        |
|      | 計          | 78    | 4,155      | 0         | 4,155  | 53.3        |
| 第5地区 | 新庄村        | 1     | 8          | 0         | 8      | 8.0         |
|      | 真庭市        | 46    | 1,166      | 1,675     | 2,841  | 61.8        |
|      | 計          | 47    | 1,174      | 1,675     | 2,849  | 60.6        |
| 全県   |            | 214   | 13,399     | 1,732     | 15,131 | 70.7        |

表2 酪農ヘルパーの要員（平成31年）

| 地区   | 専任 | 臨時 |
|------|----|----|
| 第1地区 | 2  | 1  |
| 第2地区 | 2  | 0  |
| 第3地区 | 2  | 1  |
| 第4地区 | 7  | 4  |
| 第5地区 | 2  | 4  |
| 全体   | 15 | 10 |

### 3 酪農ヘルパー利用組合への加入状況と酪農ヘルパーの利用状況

全体的な酪農ヘルパー利用組合の加入戸数や利用状況について、近年の推移をみると表3のようになっている。

表3 酪農ヘルパー利用組合の加入状況と酪農ヘルパー利用状況

|     | 酪農家戸<br>数 | 利用組合<br>加入戸数 | 加入率   | 利用日数 |        | 1戸当たり利用日<br>数 | 傷病利用<br>割合 |
|-----|-----------|--------------|-------|------|--------|---------------|------------|
|     |           |              |       | うち傷病 |        |               |            |
| H25 | 314       | 248          | 79.0% | 5616 | 1035.5 | 22.6          | 18.4%      |
| H26 | 291       | 222          | 76.3% | 5491 | 838.5  | 24.7          | 15.3%      |
| H27 | 270       | 214          | 79.3% | 5395 | 1046.0 | 25.2          | 19.4%      |
| H28 | 251       | 204          | 81.3% | 5272 | 759.0  | 25.8          | 14.4%      |
| H29 | 239       | 199          | 83.3% | 5614 | 678.0  | 28.2          | 12.1%      |
| H30 | 227       | 189          | 83.3% | 5405 | 634.5  | 28.6          | 11.7%      |
| H31 | 216       | 180          | 83.3% |      |        |               |            |

地域の酪農家戸数（おかやま酪農業協同組合組合員）は、平成25年から平成30年の5年間で30%を超える減少があった。酪農ヘルパー利用組合の加入戸数の減少は、同時期に27%程であり、ヘルパー利用組合に加入していない酪農家の減少がより大きかったことがわかる。

こうした戸数減少に伴って酪農ヘルパーの利用日数も減少傾向を示したが、最近は増加に転じる動きがみられる。1戸当たりの利用日数は伸びる傾向にあり、酪農ヘルパー出役に対する需要の増加がみられる。酪農ヘルパーの利用日数のうち傷病利用の割合をみると18%程の割合から12%前後の水準に下がってき

ている。これについては、傷病の発生割合が下がったということではなく、むしろ高齢化とともにニーズが増加しているにも関わらず十分な出役対応ができるない現状にあるとみられる。

#### 4 酪農ヘルパーの稼働状況

酪農ヘルパーサービスに対する需要が増すなかで、ヘルパー要員不足の問題が深刻化している。専任ヘルパーだけではカバーできないヘルパー出役の要望を臨時ヘルパーが補っている。臨時ヘルパーの多くは、畜産を営む家族の構成員である。こうした酪農ヘルパーの稼働状況をみておきたい。

表4は平成25年から平成30年の5年間の酪農ヘルパーの人数と出役状況を示したものである。特徴的な点は、臨時ヘルパーへの依存度が大きいことである。専任ヘルパーは1～2人の変動があるものの、15人前後の人数で推移している。それに対して臨時ヘルパーの人数は増減が大きく、専任ヘルパーの人数よりも多い年が続いている。また、出役日数に占める臨時ヘルパーの割合は3割前後となっている。ヘルパー1人当たりの稼働日数は、専任ヘルパーの方が減少傾向を示しているが、臨時ヘルパーの方は逆に増加傾向にある。つまり、毎年一定程度を臨時ヘルパーに依存することが不可避の構造となっているが、臨時ヘルパーの確保が難しく、人数が減少していく中で限られた臨時ヘルパーへの負担が大きくなっている状況にある。

表4 酪農ヘルパーの人数と出役状況

|     | 専任 |             | 臨時                |    |             | 出役累計<br>合計        | 臨時/専任<br>の人数比 | 出役の臨<br>時ヘル<br>パー依存<br>度 |       |
|-----|----|-------------|-------------------|----|-------------|-------------------|---------------|--------------------------|-------|
|     | 人数 | 出役累計<br>(日) | 1人当た<br>り稼働日<br>数 | 人数 | 出役累計<br>(日) | 1人当た<br>り稼働日<br>数 |               |                          |       |
| H25 | 14 | 4032.5      | 288.0             | 12 | 1948.5      | 162.4             | 5981.0        | 0.86                     | 32.6% |
| H26 | 15 | 4176.5      | 278.4             | 23 | 1656.5      | 72.0              | 5833.0        | 1.53                     | 28.4% |
| H27 | 13 | 3738.5      | 287.6             | 20 | 1684.5      | 84.2              | 5423.0        | 1.54                     | 31.1% |
| H28 | 13 | 3763.0      | 289.5             | 16 | 1539.0      | 96.2              | 5302.0        | 1.23                     | 29.0% |
| H29 | 14 | 4013.0      | 286.6             | 14 | 1619.5      | 115.7             | 5632.5        | 1.00                     | 28.8% |
| H30 | 16 | 3931.0      | 245.7             | 11 | 1505.0      | 136.8             | 5436.0        | 0.69                     | 27.7% |

#### 5 利用料金

基本料金は、1名出役の場合 15,600 円/日であり、家族作業者がいることが条件で、飼養頭数が概ね30頭までが想定されている。家族作業者がいない場合で、飼養頭数が概ね30頭を超える場合は、2名出役で31,200円/日である。3名以上の出役については、ヘルパー3人目から1人につき15,600円が付加される。土日・祝日は2000円/人/日、年末年始（12月30日から1月3日まで）は5000円/人/日が割増料金として追加される。

出役人数については、実際には1人出役が多くなっており、頭数による複数出役については状況判断となっており、地区によって対応が異なる。第5地区のみ

が、1人出役と2人以上出役の基準を決めて運用している。ヘルパー要員の不足から、複数出役が難しい現状にあることは否定できない。

## 6 収支状況

酪農ヘルパー組合の収支について、平成30年の状況を示したものが下図である。

収入については、利用料金が約8割であり、会費・賦課金を合わせると85%程の割合となる。残りの15%程は、国、県、農協からの補助となっている。支出の78%が人件費であり、利用料金で人件費と保険料をカバーする大きさとなっている。

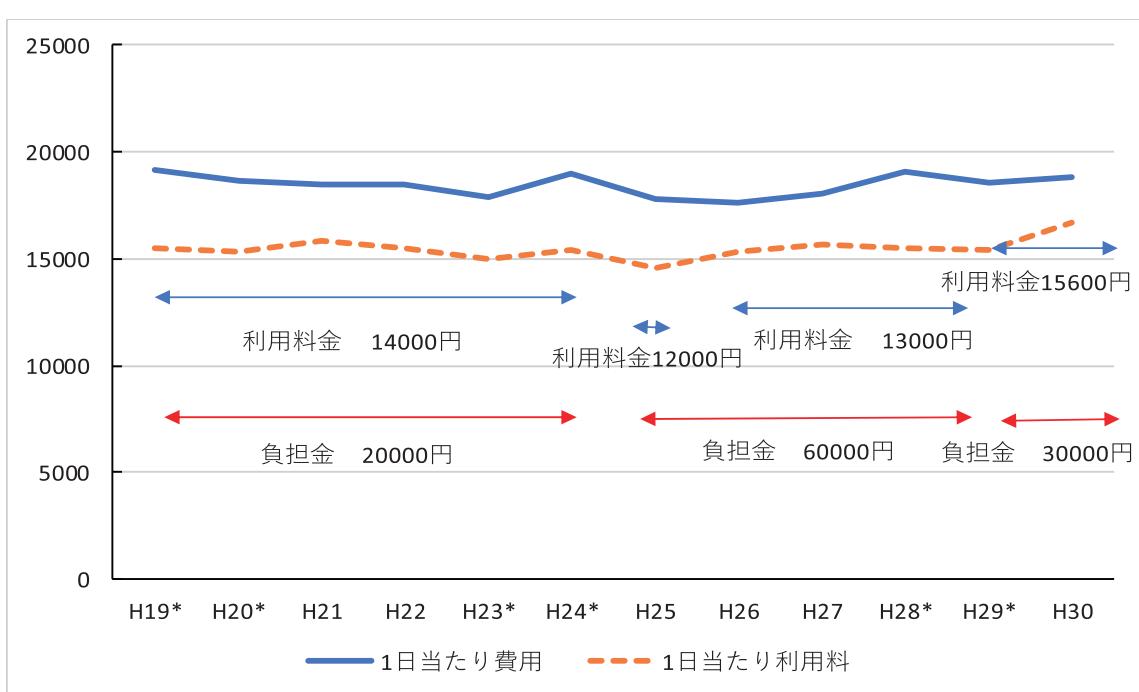
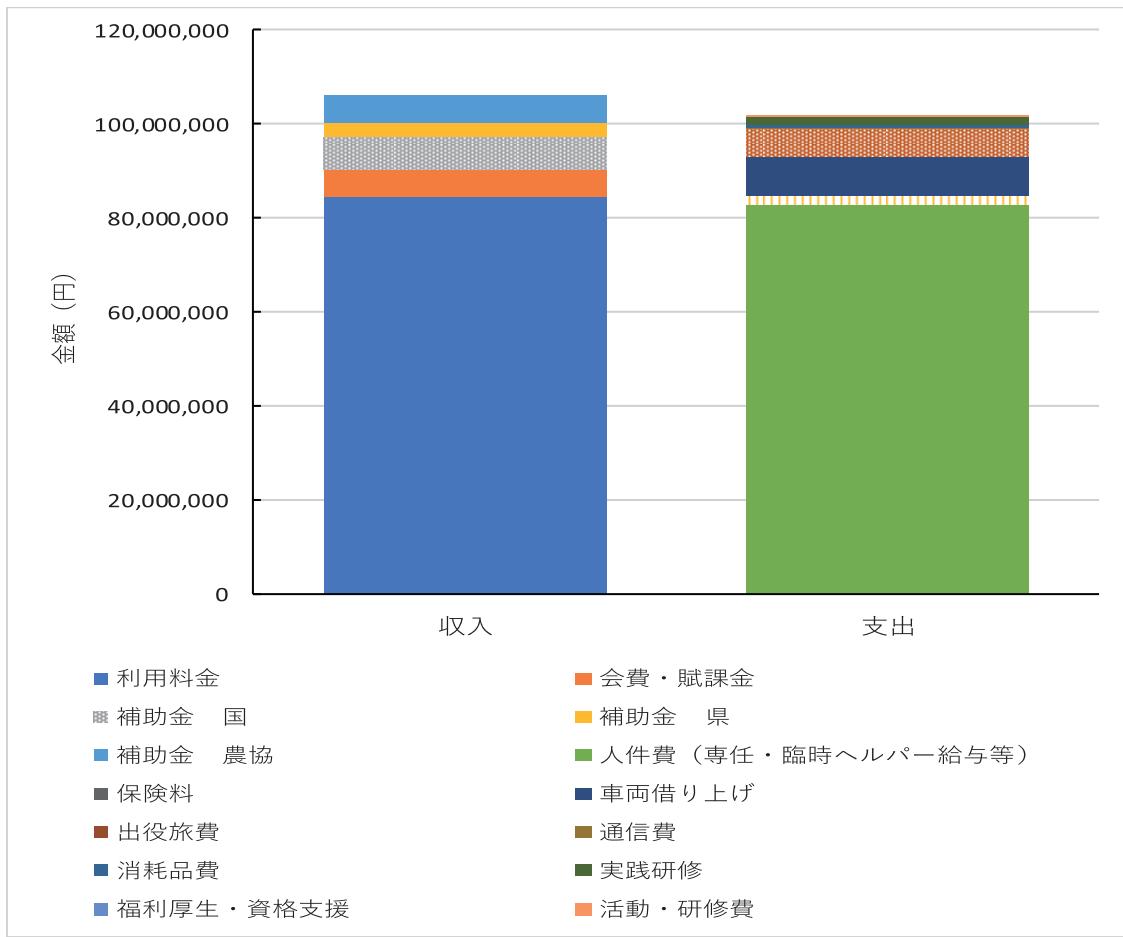
こうした収支状況をみると、踏まえておくべき点は、酪農ヘルパーの出役サービスについて、おかやま酪農業協同組合の事業として位置づけられ、運営されていることである。そのための管理運営が酪農協の資源を利用して成り立っており、収支の費目には載らない費用負担があることを考慮しなければならない。

酪農ヘルパー出役の1日当たりの費用は、平成30年では18,844円となり、利用料と負担金を1日当たりでみると16,697円である。この差額2,147円が助成金で賄われていることになる。

酪農ヘルパー出役について、1日当たりの費用と利用料をみたものが、図2である。ここでの利用料は、酪農ヘルパーの利用料金と負担金を含めて算出したものである。

図2をみると、1日当たりの費用は18,000円前後、1日当たりの利用料は15,000円前後で推移しており、常に費用が利用料を上回っており、この差額が助成金で埋められることになる。その金額は、1日当たり2,000円から3,600円程の間である。なお、年次のアスタリスク(\*)は、その年度の決算で収支が赤字となったことを意味する。酪農ヘルパーのサービスを提供する費用は、自賄できず助成金の受給が必要となっている。

なお、参考として図中に1日当たりの利用料金と負担金水準を記載している。両者の調整によって利用料に大きな変動がないようにコントロールされ、費用水準から大きく乖離しないように一定のカバー率が保たれている。



## 7 酪農ヘルパーの出役調整と出役先農家との打ち合わせ

酪農ヘルパーの出役は朝・夕型である。酪農ヘルパー利用についての予約の受付の期限はない。ヘルパーの勤務日数は土日祝日等で年により異なるが概ね 270 日として、有給休暇 5 日を勘案して年間 265 日の勤務日を予定表に入れる。そして、毎月 20 日に翌月の予約を入れたスケジュールを作成し、25 日に出役予定表を加入農家に配布する。このスケジュールの作成はヘルパーが行っている。出役予定表が配布されてからの申し込みは電話で受け付け、予定表に入れていく。

出役先の農家の台帳は、北海道の酪農ヘルパー組織である有限会社ファム・エイの様式を参考に使っている。整備状況は地区によって異なる。事前の打ち合わせについては、県域で統一された規程等ではなく、打ち合わせの実施については地区ごとの対応に任せられている。第 1 地区では事前打ち合わせをしているが、その他の地区では、出役先の家族の作業要員がなく酪農ヘルパーのみの作業となる場合に事前打ち合わせをするようにしているところが多い。酪農ヘルパーの出役が基本的に 1 人出役という現状のなかでは、出役先でそこの家族員と作業をすることになるので、とりたてて事前に打ち合わせを必須としなくてよい状況にある。

## 8 酪農ヘルパーの育成

未経験者の場合、まずは基本技術を習得するために、決められた農家で 1 週間から 2 週間の指導を受ける。その後、先輩のヘルパーと一緒に 2 人で 3 カ月ほど出役先を回る。そして、定期利用の農家に出役され、基本的に 3 カ月ほどで全戸での作業を経験することになり、習熟度合いをみながらひとり立ちとなる。未経験者が入ってきた場合、一人前のヘルパーとしてひとりで出役させるまでに半年から 1 年かかる。

こうした OJT の育成とは別に、県下全域の酪農ヘルパーを対象とした集合研修が年に 1 回実施されており、地区を超えて全員が集う。

## 9 小括

岡山県は県下単一の酪農ヘルパー利用組合の体制となっており、専任ヘルパーは「おかやま酪農業協同組合」の職員として雇用され、安定した身分が保たれている。希望者には、酪農業協同組合の一般職への道も開かれている。

酪農ヘルパーのサービス運用は 5 つの地区に分かれて行われており、酪農の構造も業務遂行の在り方も地区ごとに違っており、独立性が強いものといえる。酪農ヘルパーは、各地区に配置されており、地区内でスケジュール等を調整して出役している。

酪農ヘルパーの要員は不足状態が続いているが、臨時ヘルパーへの依存度が高くなっているが、臨時ヘルパーの確保も難しくなってきており、スケジュール調整では定期利用の要望に応えられなくなってしまっており、出役においても複数出役が難しく 1 人出役が基本になっている。

こうしたなかで酪農ヘルパーの業務負担の軽減のために、事務の簡素化が構

想されている。作業の遂行方法や実際の作業の記録を電子データ化して会計処理と連動する情報システム（酪農ヘルパーがスマートホン等を使って、事務員が行っている出役実績が入力出来る仕組み）の導入が考えられている。

調査報告：JRA 事業「酪農ヘルパー業務適正化・効率化事業」現地調査員  
(龍谷大学農学部食料農業システム学科 教授 淡路 和則)

牧場 H27.3.24

### 作業内容

朝

- 1 前通路の掃き掃除（銅槽に掃き込む）
- 2 チモシー乾草給与
- 3 バーンクリーナーを回す
- 4 尿溝にかんなくずを薄く入れる
- 5 配合飼料給与（重量厳守）
- 6 中央通路を掃く
- 7 頭をくくる
- 8 榨乳（AM 7:00 以後）
  - 1頭ごとユニットを消毒  
(青のボリバケツ、次亜塩素酸)
  - 搾乳直後ディッピングをする
- 9 頭をほどく
- 10 パイプライン洗浄
- 11 ロールサイレージ給与 (WCS 山盛り 1 車)
- 12 かんなくずを牛床に入れる

夕

- 1 バルククーラー洗浄（アルカリ洗剤）
- 2 前通路、銅槽の掃き掃除（牛床に掃き込む）
- 3 配合飼料給与（重量厳守）
- 4 バーンクリーナーを回す
- 5 尿溝にかんなくずを薄く入れる
- 6 中央通路を掃く
- 7 頭をくくる
- 8 榨乳（PM 6:00 以後）
  - バルクのスイッチは 3 ~ 4 頭搾つてから入れること（運転側）
  - 1頭ごとユニットを消毒
  - 搾乳直後ディッピングをする
- 9 頭をほどく
- 10 パイプライン洗浄
- 11 ロールサイレージ給与 (スーダン山盛り 1 車・WCS 山盛り 2 車)
- 12 かんなくずを牛床に入れる

- 牧場 H27.3.24

|       |                                |                 |             |
|-------|--------------------------------|-----------------|-------------|
| かんなくず | 乾草<br>(チモシー)                   | 獨房              | 牧場 H27.3.24 |
| 12    | 育成                             | 育成              | 13          |
| 11    | 育成                             | 育成              | 14          |
| 10    | 搾乳                             | 搾乳              | 15          |
| 9     | 搾乳                             | 搾乳              | 16          |
| 8     | 搾乳                             | 搾乳              | 17          |
| 7     | 搾乳                             | 搾乳              | 18          |
| 6     | 搾乳                             | 搾乳              | 19          |
| 5     | 搾乳                             | 搾乳              | 20          |
| 4     | 搾乳                             | 搾乳              | 21          |
| 3     | 搾乳                             | 搾乳              | 22          |
| 2     | 搾乳                             | 搾乳              | 23          |
| 1     | ノバケット搾乳<br>キーパー                | ノバケット搾乳<br>キーパー | 24          |
| ○○    | 搾乳牛 17 頭<br>乾乳牛 0 頭<br>育成牛 6 頭 | 冷蔵車             | □ 飼料置き場     |
| □     | バルク                            |                 |             |

※その他、わからないことは聞いて下さい。 090-



## 鳥取県酪農ヘルパー事業組合

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 調査実施年月日 | 令和元年10月29日                         |
| 所 在 地   | 鳥取県東伯郡琴浦町大字保37番地1                  |
| 代表者氏名   | 小前 孝夫                              |
| 設立年月日   | 平成3年6月7日                           |
| 組織形態    | 任意組織                               |
| 業務方法    | 出役調整、利用料金の徴収等の事務のすべてを大山乳業農業協同組合に委託 |

### 1. 利用組合の沿革

鳥取県の酪農ヘルパー事業は、平成3年6月、国の酪農ヘルパー事業円滑化対策事業の開始と同時に、東部地区、東伯地区、赤崎地区、中山地区の4利用組合が誕生し、これらが鳥取県酪農ヘルパー事業組合（以下、ヘルパー事業組合と言う）を設立したのが始まりで、その後、平成5年8月に西部地区にも利用組合ができてヘルパー事業組合に参加し、鳥取県全域で酪農ヘルパー事業が展開されることになった。

### 2. 利用組合の概況（令和元年8月1日現在）

活動範囲は鳥取県全域

- (1) 管内酪農家戸数 118戸  
利用組合参加戸数 76戸  
互助組織参加戸数 93戸 272名
- (2) 専任ヘルパー員数 9名  
専任ヘルパ一年代区分  
40歳代 1名 30歳代 6名 20歳代 1名 10歳代 1名  
勤務年数  
20年以上 2名 15年以上 1名 10年以上 1名 5年以上 1名  
5年以下 4名

(3) 専任ヘルパーの月間平均出役日数

平成30年度の専任ヘルパーの月間平均出役日数は、22日（途中退職者を除く）となっている。

(4) 専任の地区割

県内5地区（東部、中部、東伯、赤崎・中山、西部）の内、東部地区は1名、他の4地区は各2名ずつの専任ヘルパーを配置している。

基本は地区内担当であるが、東部地区が専任ヘルパー1名のため、必要な時

は各地区から地区を跨いで応援してもらい、補っている状況である。

#### (5) 臨時ヘルパー員数 6名

臨時ヘルパー登録者のヘルパーに従事していない時の職業は、酪農家の後継者が3名、大乳職員OBが1名、農業が1名、他業種が1名となっている。また、上記6名とは別に、大山乳業の指導課の職員3名が臨時ヘルパーとして、緊急時に対応している。

#### (6) 臨時ヘルパーの出役する状況

本ヘルパー事業組合は、定休利用が基本であり、専任ヘルパーの出役日程は定休利用でほぼ埋まってしまう。そのため、臨時ヘルパーが出役する状況は、傷病等の緊急対応になる。

#### (7) 組合全体の通常利用日数と傷病利用日数の推移

組合全体の通常利用日数と傷病利用日数の推移は、表1のとおりである。

表1 鳥取県酪農ヘルパー事業組合の酪農家戸数、ヘルパー利用の推移

|          | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  | 30年度  |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 管内酪農家戸数  | 140   | 133   | 127   | 126   | 112   |
| 利用組合参加戸数 | 86    | 88    | 85    | 81    | 76    |
| 利用農家戸数   | 102   | 100   | 88    | 85    | 85    |
| 通常利用日数   | 1,759 | 1,584 | 2,104 | 1,948 | 1,723 |
| 傷病利用日数   | 707   | 1,019 | 255   | 193   | 158   |
| 総利用日数    | 2,466 | 2,603 | 2,359 | 2,141 | 1,881 |
| 1戸当たり日数  | 24.18 | 26.03 | 26.81 | 25.19 | 21.0  |

#### (8) 組合全体のヘルパー利用の傾向

酪農家の世代交代が進み、小さな子供がいる牧場が増え、ヘルパー利用が土曜日や日曜日に集中する傾向にある。また、親世代と違って今の若い世代は、子供の運動会などの学校行事に両親が揃って参加するようになり、ヘルパーの出役人数も、2名出役、3名出役が求められるようになってきている。

### 3. ヘルパー利用について

#### (1) 利用形態

夕・朝型が原則であるが、一部、朝・夕型も併存している。

ヘルパー利用形態は、夕・朝の利用が大半であるが、当ヘルパー事業組合では、朝・夕型にも対応しているため、日程の組み方で、ヘルパーの休日が、半日休みが多くなってしまうという弊害が発生し、ヘルパーの退職要因の一つにもなっている。

酪農家の支持が多いのは、夕・朝型で、ヘルパーにとっても、夕方明るい時

に引き継ぎ・打ち合わせができ、牛の状態が確認しやすいという業務面でのメリットがある。しかし、ヘルパーは、1日きっちり休みがとれる朝・夕型を支持している。

いざれにしても、早期に利用形態を統一して事業を実施することが望まれる。

## (2) 利用予約方法

### ① 予約受付期間

ヘルパー利用の予約は、前月 10 日までに申し込むことになっているが、受付開始期間は、特に制限はなく、予定が決まっている場合は、半年前でも、予定が決まった時点で予約申込が可能で、結婚式・法事等特別な行事についても、予定が決まった時点で申し込むことになり、あくまで理由は無関係に、申し込み順に早いもの優先で受け付けている。

### ② 出役調整と周知

日程調整は、予約の申し込みを受けて、前月 15~16 日に行うが、各地区の専任ヘルパー 9 名全員が本所に集まり、事務局も加わり調整を行っている。ヘルパー全員が集まる理由は、地区を越えての出役があるためで、ここで調整した内容を事務局がまとめ、さらに主任ヘルパーがチェックするダブルチェックをかけて、事務局のヘルパー担当が最終的な日程表を作っている。

この日程表は、前月の 20 日までに、各地区の推進委員が一同に集まる推進委員会で配布している。

### ③ 利用日が重なった場合の調整方法

当ヘルパー事業組合の場合、定休利用が優先であり、予約で日程を埋めていくが、行事や視察がある時は、どうしても予約が重複することになる。現状の専任 9 名プラス臨時ヘルパーという体制では、一部 1 人出役で対応したとしても、同日に出役可能なのは県全体で 5~6 軒まで、基本は、あくまで早いもの勝ちとなっている。

### ④ 緊急出役が発生した場合の手配順序

- i ) 専任ヘルパーの出役先変更
- ii ) 臨時ヘルパーに依頼
- iii) 休日予定の専任ヘルパーへの休日変更依頼
- iv) 外部に応援を依頼（大乳職員、酪農家等）
- v ) 通常利用予定の酪農家への変更や中止依頼

## (3) 利用料金体系

ヘルパー基本料金 + 頭数割（別表）

### ① 基本料金

1名 6,500円+税  
盆・正月休みの出役 ヘルパー1名当たり 3,000円／日を加算  
土曜日の夕方から月曜日の朝までのヘルパー利用を指定した場合  
ヘルパー1名当たり 1,000円／日を加算  
※ 基本料金は、夕・朝セットで1日と扱う  
盆休みは、8月13日朝から15日夕まで  
正月休みは、12月31日朝から1月3日夕まで

## ②頭数割料金

頭数割料金は、表2のとおりである。

表2 頭数割料金表

| 頭数     | 料金       | 備考                  |
|--------|----------|---------------------|
| 1～50頭  | 400円+消費税 | 頭数割料金は、夕・朝セットで1日と扱う |
| 51～75頭 | 300円+消費税 |                     |
| 76頭以上  | 200円+消費税 |                     |
| 管理牛1頭  | 100円+消費税 |                     |

なお、半日利用の場合は、上記基本料金、頭数割料金の半額となっている。

## ③その他の料金

昼餌の給与 3,500円／人+頭数割料金の2割  
昼間の見回り 2,500円／人+頭数割料金の1割  
助産や人工授精等の時間外料金 1,000円／人・時間

なお、ヘルパー出役人数は、飼養頭数規模で以下のとおりに決められている。

25頭未満 1人 25頭以上 2人 100頭以上 3人以上

## (4) 賦課金

ヘルパー事業組合の賦課金は、規約にあるが現在は未徴収である。  
これとは別に、各支部の活動費として、各地区利用組合の会費を、全戸一律5,000円を徴収している。

## (5) 現在の利用料金の決定時期とその合意方法(決定に対する酪農家の理解)

利用料金・賦課金の改定は、必要に応じて運営委員会で協議し、総会に提案しているが、ここで示した利用料金は、令和元年7月2日の総会で議決され、令和元年10月1日から施行されている。

今回、酪農ヘルパー職員の長期雇用を実現するため、日給制を月給制に改め、毎年度の昇給を考慮した賃金テーブルが導入されたことに伴い、人件費の増加が見込まれ、それに対応するため、利用料金が値上げされたが、決定に当たっ

て、組合員から特に異存は出なかったとのことで、酪農家の経営状況が安定していることが、その背景にあるものと思われる。



(左から  
大山乳業農協 酪農指導課 村岡さん、登倉係長、林専任ヘルパー主任、山本部長)

#### 4. ヘルパーの就業関係

今回、酪農ヘルパー職員の長期雇用を実現するため、日給制を月給制に改め、また、諸手当についても充実された。

(1) ヘルパー就業規則 有

ヘルパーの労災保険、雇用保険、健康保険 有

ヘルパーの年金制度、 有 退職金制度 有

(2) ヘルパーの所属部署 利用組合職員

(3) ヘルパーの基本的勤務時間

(朝 5時30分～10時00分 夕 17時00分～21時00分)

(4) ヘルパーの通勤時間

ヘルパーの平均通勤時間は20分～30分。

## (5) ヘルパーの給与体系

- ・給与 月給制（令和元年10月1日から）
- ・昇給の有無 あり 定期昇給
- ・賞与 あり 年1回
- ・その他の手当 あり
  - 職務手当 ヘルパー手当 1出役当たり 2,000円（新設）
    - 主任手当 月額 10,000円
  - 通勤手当 片道 30km 以上の農家での作業 片道 500円
  - 宿泊手当 ヘルパー作業終了後宿泊し、翌朝作業を実施した場合宿泊費実費+宿泊手当 2,000円
  - 時間外手当 昼給餌 1人作業 3,000円 2人作業 1,500円/人
    - 昼の見回り 1人1回 1,500円
    - 時間外勤務 1,000円/時間
    - 夜9時以降、昼10時以降、午前5時以前 1,000円/時間
  - 残業手当 総労働時間が所定労働時間を超過した場合（新設）
    - 総労働時間－所定労働時間（22日×7.5時間）
      - = 超過労働時間×1,000円
  - 休日出勤手当 月の就業日数を超えて就業した場合（新設）
    - 給与日額+1出役当たり 1,500円/回
  - 資格手当 大型特殊免許取得者 月額 1,000円  
けん引免許取得者 月額 1,000円
  - 通信手当 携帯電話補助 月額 500円（新設）
  - その他、家族手当、住宅手当

## 5. 酪農家別の作業手順書の整備について

### (1) 作業手順書作成整備に至った経緯 ー白バラ認証制度の経緯ー

当ヘルパー事業組合の作業手順書を説明するに当たって、まず、白バラ認証制度に触れなければならない。

白バラ認証制度は、平成28年、大山乳業農業協同組合（以下、大山乳業と言う）が創立70周年を迎えるに機に、自社製品の白バラ牛乳・乳製品のブランド力を強め、確立させるため、①良質生乳を確保する、②担い手を確保する、③良質粗飼料を確保する、④多様な酪農経営モデルを推進する、と言う10年後を見据えた目標と具体的な取り組みを「白バラ酪農ビジョン」としてまとめたが、その中で、①の「良質生乳を確保する」という取り組みの中の一つとして、取引先や消費者に対し、牛乳の安心安全を謳うため、この認証制度をスタートさせた。

### (2) 搾乳マニュアル

搾乳マニュアルの作成は、白バラ認証環境認証チェック項目の中に位置づけられており、具体的には、全酪農家から搾乳手順の聞き取りを行い、牧場ごと

の搾乳手順を写真入りで作成し、ラミネート加工して、牧場の処理室の扉等、見やすい所に貼っている（搾乳マニュアル例は別添の通り）。

貼る場所については、事務局で巡回して、確認し、分かりづらい場合は、貼る場所を指導している。なお、搾乳マニュアルに使用している写真は、組合全体で統一したものを使用している。

ちなみに、外国人労働者も結構いるので、英語版も作成している。

なお、作業マニュアルについては、各農家の黒板やホワイトボード等に書いてあるとのことであった。

### （3）今後、求める作業手順書

大山乳業が作成した搾乳マニュアルは、食の安全安心を目指して作成されたもので、今回、我々が目指している、新人ヘルパーが牧場に出役された時や、自分の担当地区以外の牧場にヘルパーが出役された時に、戸惑うことなく作業ができるようにするための作業マニュアルとは、出発点は異なるが、結果的には酪農ヘルパー業務のサポートになる点に変わりはない。大山乳業の搾乳マニュアルと、ボード等に記載されている作業マニュアルを合わせれば、同じ効果がある。

一方で、当ヘルパー事業組合の個々のヘルパーは、パソコンに箇条書きの作業手順を入力して所有しているが、そのデータは共有されていないとのことで、理由は、ベテランヘルパーが多く、オープンにする必要性がないためとのことであった。しかし、新規雇用等を考えたとき、組合全体として、個々の農家にある作業マニュアルと、個々のヘルパーが所有する作業マニュアルを集約してデータベース化することは、検討する必要がある。

作業マニュアルの内容については、できるだけ簡潔に書いてあること、また、いくらベテランでも、未出役先の牧場では牛舎レイアウトやスイッチ類の位置がわからず、ムーズに対応できないので、牧場のレイアウトやスイッチ類の位置、機械の操作法、飼料の位置などが明示されていれば、たいへん助かる、と言う意見であった。

## 6. 新人ヘルパー職員に対する指導体制等

### （1）ヘルパー未経験者に対する指導期間と指導方法について

当ヘルパー事業組合の、酪農未経験者の新人に対する研修は、放し飼いの牧場と繋ぎ飼いの牧場の両方が経験できるよう、それぞれのタイプの酪農家にお願いして、1牧場当たり1週間から10日間、合計約1ヶ月間研修し、その後、ベテランヘルパーに同行して、さらに実地研修を行っている。

### （2）独り立ちに当たってのチェック、見極め方法

独り立ちの認定は、主任ヘルパーが判断している。

採用後の試用期間は3ヶ月となっているが、3ヶ月間では、同一牧場に月1回ヘルパーに入った場合でも、最高で3回しか入らない。月に1回のヘルパー

作業では、そこで得た知識を活かせるのは1ヶ月後になるので、その間に、細々としたことを忘れてしまう。新人は、牧場の名前と場所、畜主の顔を覚えるのが精一杯で、なかなか作業内容まで覚えられないのが現実である。

だからこそ、当組合では、新人ヘルパーに対して、一緒に行ったベテランヘルパーからの口頭指示を、自分でわかりやすい形でメモをとるように指導している。そのようにして自分で作業の中身を理解しないと、指示書やマニュアルがあっても、なかなか理解できるものではない。

当ヘルパー事業組合では、ヘルパーに2人か3人で入るケースが殆どで、新人は3ヶ月で一つの分担部分が把握でき、次の3ヶ月で別の分担部分も把握できる。すなわち、半年、1年立たないと、細かい部分まで把握ができて、一人前の作業を行うことができないことになる。新人の育成は、長い目で見る必要がある。

## 7. ヘルパー職員の定着化とモチベーションを維持向上するための取組み

当ヘルパー事業組合では、数年前に、ハローワークの紹介で採用したヘルパー職員が、短期間に多数退職するという事態が発生した。

これらの職員の退職理由が、①仕事の内容が自分の思っていたこと違う、②勤務時間が、夜の終了時間が遅く、朝の始まりが早い、③昼間、他の人が働いている時間帯が空いている労働形態が自分に合わない（通常勤務の友人と付き合いが難しくなる）、④勤務時間が朝3時間、夕4時間と設けてあるが、その中で収まらない、⑤給与が同年代の他業種と比較した場合不利である、等であった。

### (1) ヘルパーと酪農家や利用組合役員との交流・意見交換の実施

採用面談時、ヘルパー業務内容の説明をきっちり行うとともに、採用後、悩みを抱えているヘルパーに対しては、最ベテランのヘルパー主任が窓口となって、事務局と連携して対応するなどのアフターフォローの充実を図っている。

また、普段からのコミュニケーションをしっかり取るため、毎月開催されるヘルパード日程会議終了後、全専任ヘルパーと事務局職員と一緒に食事をとりながら意見交換を実施している。

酪農家、利用組合役員とヘルパーの意見交換に関しては、年に1～2回開催される運営委員会（県全体のヘルパー組合役員会、構成メンバーは、理事長、事務局長、担当理事、各利用組合の組合長）にヘルパーも出席し、諸規程の改定等に際して、ヘルパーの立場で意見を述べる場が設けられている。

その他、ヘルパー全員で新年会、忘年会の開催や、新人が入った場合は歓迎会を実施している。

### (2) 給与等、待遇の向上に向けた取り組み

ヘルパー職員の退職の大きな要因に、給与面の不満・不安がある。当ヘルパー事業組合の場合、給与は日給制であった。日給制の場合、酪農家のヘルパー利用が給与に直結し、利用されないと給与は減少する。その結果、給与は不安

定になり、将来の見通しが立ち難く、若いうちはいいが、長期間ヘルパーを続いていると不安に感じるようになる。

そこで、長期間ヘルパーを続けてもらえるよう、運営委員会を何度も開催して、理事やヘルパーの意見を集約し、本年10月から日給制を改め、月給制とした。

また、同時に給与以外の待遇改善に取り組み、就業規則を見直し、超勤手当や通勤手当等諸手当の充実を図るとともに、利用料金の改定も行った。詳細については、4．ヘルパーの就業関係（5）ヘルパーの給与体系に記したとおりである。

## 8. 酪農ヘルパーの募集方法

ハローワークの紹介による採用職員の定着率が低いことから、現在、ヘルパー募集は、県内の農業大学校や農業高校、岡山県の酪農大学校を中心に行っており、春と秋の年2回、各学校に出かけて募集活動を行い、そこで有望な学生を見つけるようにしている。

現在、専任ヘルパーとして残って活躍しているのは、農業高校出身や、酪農家からの紹介等、酪農を知っている人達である。

## 9. 傷病発生時の対応

### （1）傷病発生時における出役ヘルパ体制について

傷病発生時の出役ヘルパ体制は、原則1名であるが、希望があれば2名出役にも対応している。なお、傷病が発生した時は、可能な限り、臨時ヘルパーで対応している。

### （2）互助会の傷病利用時の日数制限を超える場合の対応について

当互助会の傷病利用時の制限日数は90日であるが、超過した場合も必要に応じてヘルパー出役は行われる。但し、その際の利用料金は通常料金となる。

### （3）傷病利用と通常利用の利用料金について

傷病利用と通常利用の利用料金の算出方法に違いはない。

### （4）傷病互助制度の課題

本県の傷病互助制度で現在問題になっているのが、育児サポートが利用料金補填対象から外れていることで、子供が小さい酪農家が結構あり、子供が入院した場合、母親はずっとついていなければならず、この場合、育児サポートで使えるはずが、利用できなかったというケースが発生している。今後、運営委員会で、育児サポートをメニューに加えるか検討することである。

## 10. 利用組合や農協（地域内全体）で統一的に取り組んでいる衛生管理や牛舎内作業の簡素化について

良質生乳を確保するため、白バラ認証をスタートさせたことで、牛舎の中や牧場周辺の整理整頓、牧場ごとの搾乳マニュアルの整備等、牛舎内作業の統一というより、衛生的な環境と整備された機械、正しい手技で、良質な生乳を生産すると言う意識の統一が実践されている。

## 11. 今後、利用組合員の高齢化により傷病時利用の増加が懸念されるが、予想される課題としてどのようなことが利用組合に発生するか。

当ヘルパー事業組合は、酪農家に最低月1回の休日を取ってもらうと言う、定休利用の推進を主眼とした利用組合であり、また、予約のとり方も、早く申し込んだ酪農家が最優先で、ヘルパー利用の理由については考慮されることはなかった。したがって傷病が発生しても、傷病を優先的に譲るという方法が取られていない。

現状では、臨時ヘルパーが揃っているので回せているが、酪農家の高齢化が進んでいる現状を考えると、将来的には傷病利用の増加が予想されることから、利用内容によるヘルパー出役優先順位の導入を検討する時が迫っている。

## 12. 現在、利用組合における酪農ヘルパー制度の課題と、その課題解決のために取組んでいること。

### (1) ヘルパー職員の待遇改善

鳥取県でも後継者不足で、酪農家戸数が減少してきたため、その対策として畜産クラスター事業を活用して、大規模な牧場を建設する構想が立ち上がり、経産牛500頭規模の牧場が、鳥取市と大山町に建設された。これらの牧場の従業員募集に当たり、ベテランのヘルパーに誘いがかかり、鳥取のメガファームに、東部地区担当の専任ヘルパー2名が転職した。当時の給与体系が日給制で、10年勤めていた専任も、そこから給与が上がらないところに、転職の要因があった。

そこで、ヘルパー事業組合としては、職員の待遇の見直し、働きやすい労働環境づくりに向けて、給与規程、就業規則を見直し、体制の整備を進めた。

このことは、鳥取県だけの問題ではなく、ヘルパー職員の獲得が難しい中、現在いるヘルパー職員を如何に定着させるかが重要な課題となっており、その中で、大型の法人経営が、酪農ヘルパーを即戦力として、好条件を提示して勧誘することは、全国でも起こりうることであり、職員を引き止るためにも、組合として待遇面を改善し、ヘルパーの働きやすい環境を作つて行くことは必須である。

### (2) ヘルパー職員数をどう考えるか

ヘルパー職員を現状で据え置くか、増員するかということも、大きな課題である。

従来、当ヘルパー事業組合は、5地区に2名ずつの専任ヘルパーを置き、さらに臨時ヘルパーも活用して事業を行ってきた。しかし、現状では、東部地区が、地区内の酪農家の減少もあるが、担当ヘルパーは1名となっている。

このことは、他地区的ヘルパーに負担をかけることになり、地区を跨いだ出役が発生し、場合によっては、片道1時間半～2時間という遠距離通勤となり、また、多い人で月4回程度、宿泊を伴う出役も発生している。約半数の専任ヘルパーが、地区を跨いだ出役を行っているとのことで、ヘルパーの就労環境を考えると、改善が求められる。

専任ヘルパーからは、各地区2名体制が望ましいが、ヘルパーが増えたことで人件費が増え、その結果、利用料金が上がって、酪農家にヘルパーを利用してもらえなくなれば、事業が成り立たなくなるので、そのバランスが難しいと言う意見がベテランヘルパーから出されたが、まさにこの事が、各利用組合が抱えるジレンマと言えよう。

### (3) 酪農家の意識改革

ヘルパーの退職要因の一つに、勤務時間が規定されているにも関わらず、守られていないということが挙げられている。

ヘルパーの就業時間は、就業規則にも明示しており、1日の作業時間は7.5時間となっている。大半の牧場では、ヘルパーの就業時間を理解して、分娩や疾病等があっても区切りを考えてくれているが、そうでない畜主もあり、組合として、ヘルパーの労働時間を守るよう、酪農家の意識を変えさせるための指導が必要ではないかと言うヘルパーからの意見があった。

ヘルパーの定着促進に向け、取り組むべき課題である。

## 13. 終わりに

全国でも最高水準の乳質を誇っている大山乳業管内において、本年度、白バラ認証がスタートし、さらなる良質乳の生産体制の構築とともに、食の安心安全を取引先や消費者にアピールしていく取り組みがスタートしたが、この取り組みは、大山乳業だけではなく、県もその準備段階から協力し、「生乳生産の衛生管理向上事業」を立ち上げ、独自認証制度の策定に関わり、また、ブランド確立PRに向けた認証看板の設置費用等を支援している。

他にも、鳥取県では、国の酪農ヘルパー事業円滑化対策事業の終了を受けて、平成26年度から10年間、ヘルパー利用農家の急激な負担増を緩和するための支援策として、「酪農ヘルパー対策事業」を実施し、一定額の補助をヘルパー事業組合に対し行っている。他県ではなかなか見られない取り組みであり、県の酪農ヘルパー事業に対する理解の深さが現れている。

鳥取県では、このように、酪農、酪農ヘルパー事業を、官民挙げて支えて行こうとしている。一方、ヘルパー事業組合も、酪農ヘルパーが、長く安心して働くよう、本年度、給与規程や就業規則を見直し、ヘルパーの就業環境の改善に向けた取り組みをスタートさせた。

令和元年は、大山乳業にとっても、ヘルパー事業組合にとっても、新しい、改革のスタートの年となった。

ただ、出役形態の統一、出役の優先順位付け、傷病互助制度の対象範囲の拡大、ヘルパー職員数の考え方等、まだまだ検討課題は残っている。しかし、当ヘルパー事業組合は、役員、酪農家、事務局、ヘルパーが意見を出し合う場が設けられており、近い将来、これらの課題についても議論され、解決策を見つけ出していくことと思われる。

調査報告：JRA 事業「酪農ヘルパー適正化・効率化事業」現地調査員  
(一般社団法人岡山県畜産協会非常勤コンサルタント 本松秀敏)

# 牧場（搾乳マニュアル）

1. 手袋を装着する

2. プレディッピング

3. 前搾り



★搾乳刺激を与え、同時に異常乳でないことを確認

4. 布タオルによる清拭



★乳頭のみを清拭し、特に乳頭口の汚れをよく落とす

5. ミルカ—装着（目標：前搾り開始後1分半以内）

6. ミルカ—離脱

7. ポストディッピング



★乳頭全体をカバーするように1本ずつ漬ける

